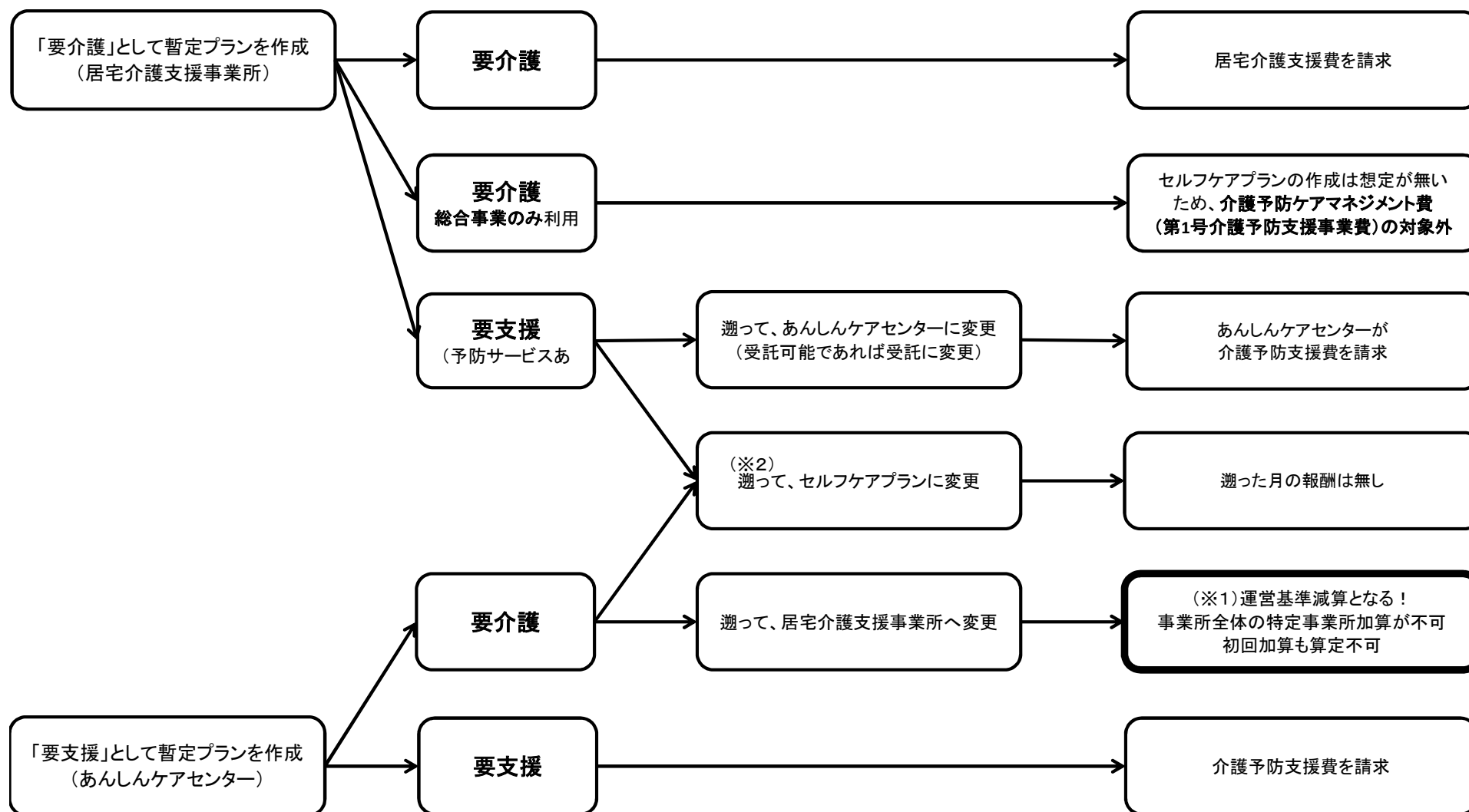


区分変更(要介護新規)申請時における暫定ケアプランとその後の流れ



(※1) 暫定ケアプラン策定時にあんしんケアセンターと共同して居宅介護支援事業所が居宅への訪問、サービス担当者会議、モニタリング等の一連の手続きを行っていれば、減算しない報酬を算定できる。

(注) (※1)は居宅介護支援事業者が「要介護」として暫定ケアプランを作成した場合に限ります。「要支援」として暫定ケアプランを作成していた場合は減算になります。

(※2) ケアプランを引き継いだあんしんケアセンターまたは居宅介護支援事業所等が「居宅サービス計画作成依頼届出書」の提出時に、「セルフケアプラン申出書」、「サービス利用票、別表」(実績記入、確認印不要)を併せて提出する。